

# 笠岡市議会議長交際費支出基準

平成27年 5月18日 議長決裁

## (趣旨・目的)

第1条 この基準は、笠岡市議会議長（以下「議長」という。）が議会の円滑な運営のため、また市民の理解と信頼を深めるため、議会を代表して行う外部等との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）に関し、その区分、支出金額等、その他必要な事項について定めるものとする。

## (責務)

第2条 交際費の支出にあたっては、交際上必要と認めるもの並びに市議会の運営及び市政にとって有益と認めるものについて、予算の範囲内で、かつ支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

## (支出の相手方)

第3条 支出の相手方は、次の個人及び団体で、社会通念上妥当と認められるものとする。

- (1) 笠岡市議会と直接関係するもの
- (2) 市政について顕著な功績があったもの
- (3) その他第2条に準じて、議長が特に必要と認めたもの

## (支出区分)

第4条 議長交際費の支出区分及び支出範囲は、以下に定めるとおりとする。

### 儀礼的経費

- (1) 御 祝 市政運営に関係する個人及び団体の慶事に対する御祝
- (2) お 供 名誉市民、特別職、市議会議員などの市政関係者及び功績者
- (3) お 見 舞 市政関係者の病気等に対する見舞金、災害、火災などによる見舞金・義援金・社公的経費
- (4) 会 費 懇親会、祝賀会、新年会等の出席に係る経費
- (5) 懇談会費 懇談会等の議会運営上有益な交際を目的とする経費

### その他

- (6) 募 金 等 災害等に係る募金
  - (7) そ の 他 前各号に掲げる支出区分以外の本市の市政又は市議会の運営に資する経費
- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、宗教的行事及び政治的行事に対しては支出しない。

## (支出基準)

第5条 議長交際費の支出基準は、別表によるものとする。ただし、これ以外の事案が発生したときは、社会通念上妥当と認められる範囲内で最小限の支出に努めるものとする。

- 2 ただし、前項の基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、別途協議し決定する。

## (公開)

第6条 この基準は公開し、社会状況の変化等に十分配慮し、市民感覚と合致したものとなるよう、適正な予算執行のため適宜見直しを行うものとする。この基準に基づく議長交際費の執行状況については、支出相手方のプライバシーに関する情報を除き、笠岡市議会ホームページにより公表するものとする。

2 前項に規定する公表は当月分を翌月の15日までにを行うものとし、掲載期間は、公表した日から2年間の限度とする。

ただし、公表日の15日が休日のときは、その翌日とする。

(公開区分)

第7条 議長交際費の公開は、次に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等（支出の相手方が個人の場合は、原則として氏名は除く。）

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

(別表) 議長交際費の支出基準表

区 分		項 目 等	金 額
儀 礼 的 経 費	御 祝	各種団体の大会等への出席祝金等に要する経費	1万円以内 (会費が明記されている場合はその額)
	香典・供花等	名誉市民, 特別職, 市議会議員などの市政の関係者又は功績者 (その他, 議長が特に必要と認めるもの)	1万円以内
社 交 的 経 費	会 費	会費を必要とする会合等への参加に要する経費	会費に相当する額
	懇談会費	議会運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費 (政治家等の政治資金パーティーは除く)	社会通念上妥当と認められる額 (会費が明記されている場合はその額)
そ の 他	そ の 他	議会運営上交際費により支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額

注記:

1. 供花等の項目中, (生花) については, 諸般の状況に応じて生花の支出を判断するものとする。
2. 「供花」は, 相手方の意向等の事情がある場合には, 「供物」に替えることができる。